次の募集をします。申請資格及び期限がそれぞれ異なりますのでご注意ください。

特に 3.と 4.は締切と提出書類が複雑なため、速やかにご連絡ください

１．第二種奨学金の貸与期間延長（最高学年の学生対象）

２．第二種奨学金の継続貸与（休学中の学生対象）

３．第二種奨学金の新規貸与（休学中の学生対象）

４．緊急特別無利子貸与型奨学金の再募集

問い合わせ先：

学生支援課経済支援グループ・すずかけ台学生支援グループ

https://www.titech.ac.jp/enrolled/tuition/jasso/contact.html

１．第二種奨学金の貸与期間延長（最高学年の学生対象）

現在、最高学年で第二種奨学金を受けており貸与終了（予定）が令和２年度中の者で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、在学学校長から卒業予定期を超えての在学期間延長及び奨学金貸与の必要性を認められた者については、貸与期間を最大１年延長できます。なお、令和３年度の在学採用において、第二種奨学生として新規で推薦することも可能となります。

詳細は、機構からの通知が届き次第、別途ご案内します。

（１）対象課程：学士課程、修士課程、専門職学位課程、博士後期課程

（２）学年：最高学年

（３）対象者の要件

次の①~③の全てを満たす者

① 令和 ２ 年度に最高学年で第二種奨学金の貸与を受けている者

※令和２年度の途中で貸与終了する者を含みます。

② 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、就職の内定取消を受けたこと又は就職先が決まらないこと等で、やむを得ず標準修業年限を超えて在学することとなった者

③ 卒業予定期を超えての在学期間延長及び奨学金貸与の必要性を在学学校長が認める者

（４）提出書類

様式と記入例をお渡しします。学生支援課にお問合せください。

（５）提出期限

令和３年１月６日（水）

２．第二種奨学金の継続貸与（休学中の学生対象）

現在、第二種奨学金の貸与を受けている者で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を機に、今年度中に休学しボランティアに参加する等の活動を行う者で、在学学校長がその休学期間の活動が有意義であると認めた者については、休学中も貸与を最大１年継続できます。希望者は学生支援課にご連絡ください。

（１）対象課程：学士課程、修士課程、専門職学位課程、博士後期課程。

（２）学年：全学年

（３）対象者の要件

次の①~③の全てを満たす者

① 令和 2 年度に第二種奨学金の貸与を受けている者

② 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を機に、令和２年度中に休学しボランティアに参加する等（学びの複線化）の活動を行う者

※ 令和２年４月以降、既に休学し当該活動を行っている者も対象です。

※ 申請時において既に復学し、令和２年度末までに当該活動を行わないことが確定している者は対象外です。

※ 令和３年４月以降の活動の取り扱いについては、追ってお知らせします。

③ ②の休学期間の活動が有意義であること、及び奨学金貸与の必要性を在学学校長が認める者

※ 「社会的貢献活動」「専攻分野のプラスになる」「自己の人間形成に役立つ」等の活動内容であることが認められる場合は対象となります。

（４）提出書類

様式と記入例をお渡しします。学生支援課にお問合せください。

（５）提出期限

令和３年１月６日（水）

３．第二種奨学金の新規貸与（休学中の学生対象）

【休学者に係る第二種奨学生の推薦について】

現在、第二種奨学金の貸与を受けていない者で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を機に、今年度中に休学しボランティアに参加する等（学びの複線化）の活動を行う者で、在学学校長がその休学期間の活動が有意義であると認めた者について、第二種奨学生として推薦することができます。

■推薦対象と提出期限・書類

(1) 推薦区分及び課程

推薦区分：第二種奨学生

課程：学士課程、修士課程、専門職学位課程、博士後期課課程

(2) 対象学年：全学年

(3) 対象者の要件

以下の①～④の要件を全て満たすことが必要です。

① 第二種奨学金の基準（人物・学力・家計）を満たしていること

・ 第一種奨学金の貸与を受けている者は、併用貸与の基準を満たしている必要があります。

・ 家計基準は、本機構で 2020 年度（2019 年分）の収入情報を確認します。

② 推薦時において、第二種奨学金の貸与を受けていないこと

③ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を機に、令和 2 年度（2020 年度）中に休学しボランティアに参加する等（学びの複線化）の活動を行っている学生等

・ 推薦時に当該活動を行っていなくとも、令和 3 年 3 月までに休学し当該活動を開始する者も対象です。

・ 申請時において既に活動が終了し、令和 2 年度末までに当該活動を行わないことが確定している者は対象外です。

・ 令和 3 年 4 月以降の活動の取り扱いについては、追ってお知らせします。

④ 当該休学期間の活動が、「社会的貢献活動」「専攻分野のプラスになる」「自己の人間形成に役立つ」など有意義であること、及び奨学金貸与の必要性を在学学校長が認める者

※③~④は当該要件を大学等が確認した上で推薦

(4) 提出期限と必要書類

まずは令和 2 年 12 月 23 日（水）までに学生支援課にお問合せください。準備するものが多いのでお早めのご連絡をお勧めします。

４．緊急特別無利子貸与型奨学金の再募集

【緊急特別無利子貸与型奨学金の推薦について】

新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりアルバイト収入等が大幅に減少した学生等を対象として、令和２年６月に実施した緊急特別無利子貸与型奨学金の再募集を行います。

■奨学金概要

○ 奨学金名称:「緊急特別無利子貸与型奨学金」

○ 第二種奨学金（有利子）制度を活用しつつ利子分を国が補填し、実質無利子（0.0%）にて貸与します。

○ 奨学生の選考は、以下の１.(4) に基づき、行います。

既に第一種奨学金の貸与を受けている奨学生についても、今回実施する「緊急特別無利子貸与型奨学金」については、併用貸与の基準（人物・学力・家計）ではなく、第二種奨学金（有利子）の基準（人物・学力・家計）による選考を行います。

■推薦対象と提出期限・書類

(1) 対象課程：学士課程、修士課程、専門職学位課程、博士後期課程

(2) 対象学年：全学年

(3) 対象者の要件

以下の要件を全て満たすことが必要です。

①第二種奨学金の基準（人物・学力・家計）を満たしていること

※家計基準は、機構で確認します。

②推薦時において、第二種奨学金の貸与を受けていないこと

③家庭から多額の仕送りを受けていないこと（仕送り額が年間 150 万円以上ではないこと）

④生活費・学費に占めるアルバイト収入の占める割合が高いこと

⑤学生等本人のアルバイト収入について、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により大幅に減少（新型コロナウイルス感染症拡大前より 50%以上減少）したこと

※③～⑤は当該要件を確認した上で、大学等が推薦

(3) 提出期限と必要書類

まずは令和 2 年 12 月 23 日（水）までに学生支援課にお問合せください。準備するものが多いのでお早めのご連絡をお勧めします。